



鳴海 邦 碩 氏  
(大阪大学大学院教授)

略歴

1944年青森県生まれ。1968年京都大学工学部卒業、1970年同大学院工学研究科修士課程修了。工学博士。兵庫県技師、大阪大学助教授などを経て、1998年より現職。

専門は都市計画、都市デザイン、環境デザインで、都市の空間文化をテーマに研究に取り組み、世界各地でフィールドワークを展開中。

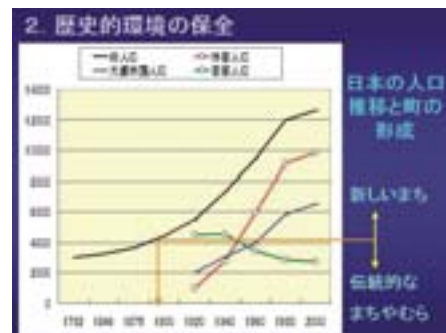
景観施策の系譜

(古都保存法から文化行政における公共事業の質の向上まで)

- 近畿の主要な景観施策として、古都保存法以降、京都市市街地景観条例(1972年)、伝統的建造物群保存地区制度(1975年)、神戸市景観条例(1978年)など、歴史的風景保全の施策、総合的な施策、緑の施策、公共事業の施策などが展開されてきた。
- これまでの景観の課題は公共事業の質を上げることであり、そのための取り組みが進められてきた。例えば、フランスでは文化行政が展開され、ここには市民や企業を新しい芸術のパトロンとした新しい社会的なシステムづくりという問題意識があった。1936年に文化のための1%システムが採用され、1951年には学校施設、1972年には公共施設で適用された。日本でも大平内閣時代にこのような取り組みが神奈川県や兵庫県などの自治体でなされた。

伝統的なマチやムラの保全が課題

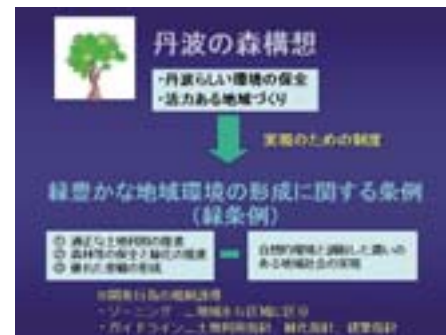
- 景観を考える際のもう一つの課題である歴史的環境の保全について、1900年頃の人口が4,000万人であり、この頃を境に新しいまちが増加した。伝統的なマチやムラと新しいまちとの景観的な格差は非常に大きく、この伝統的なマチやムラが希少になり、その価値が認識されるようになってきた。現在最も取り組まれている分野が、その景観の保全、継承である。



大都市大阪にも8のに近い村が残っていて、未だに昔の面影を残している。大阪に今も存続している村の分布

都市計画区域外の景観コントロールが課題

- もう一つ大きな問題は、都市計画区域外でまちづくりを誘導する指針や制度がないことである。風景コントロールの手がかりとして、兵庫県の緑条例や滋賀県の風景条例が先駆的な取り組みとしてあり、前者については淡路地域、丹波地域で取り組みが進んでいる。



景観計画づくりのための資料が必要

- 景観計画づくりのための植生、地形、歴史地図、文学作品、昔の絵や写真などの資料が少なく、何も無い地域では一から集める必要がある。
- 定点撮影された写真など、変化する風景の記録などは、貴重なデータとなる。
- 現在は簡単なソフトで景観データベースも作成できる。



地図から検索 2



地図から検索 3

見える総合計画 = 景観計画づくりが必要

- 景観から総合的なまちづくりに発展している自治体が多く、まちの将来像を具体的にイメージできるもので示した、わかりやすい計画づくりとまちづくり計画の方法としての景観がとても重要であることが経験的に分かってきた。
- 1986年にドイツでは建設法典が、市民が親しみを持てるものへと抜本的に改正された。建設基本計画策定に際して考慮すべき項目が定められている。
- 日本でも景観計画をつくるとよく似たものとなる。景観計画は見える総合計画であり、計画づくりが、まちづくりを展開していく重要なきっかけになると考えられ、いろんなまちでこういう計画をつくってもらいたい。
- サンリスでは役場に町を知り尽くした高齢者がおり、景観を指導している。このような地域の人材を活用するといった方法も必要である。

近畿の景観発信のヒント

- 近畿の景観発信という観点からは、歴史街道が既に展開されており、いろんなマップやルートやホームページがあって多くの人が活用している。また、なぎさ海道という取り組みもあり、海辺についてのデータストックが始まっている。これらは近畿の美しい景観づくりの発信のヒントになる。
- 近畿の文化景観の地図表現を考える際、親しみを覚え、アピール力のあるドイツのワイン産地の地図が参考になる。

